

## 亘理町監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果を次のとおり公表する。

令和5年6月23日

亘理町監査委員 渋 谷 売 之

亘理町監査委員 安 藤 美重子

記

### 1 監査等の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 2 監査等の対象

#### (1) 対象団体

令和4年度に執行された財政援助団体の中から次の団体を抽出した。

① 逢隈保育園（所管課：子ども未来課）

・私立保育園等運営事業費補助金（保育園等運営事業・延長保育事業・障害児保育事業・地域活動事業）

②亘理カトリック保育園（所管課：子ども未来課）

・私立保育園等運営事業費補助金（保育園等運営事業・延長保育事業・障害児保育事業・地域活動事業）

③ クロワール保育園わたり（所管課：子ども未来課）

・私立保育園等運営事業費補助金（保育園等運営事業・延長保育事業・障害児保育事業・地域活動事業）

#### (2) 対象事務

令和4年度に執行された出納その他の事務事業を対象とする。なお、必要があると認める場合は監査対象期間を延長する。

### 3 監査等の着眼点

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、さらには、所管課による対象団体への指導監督は適正に行われているかを主眼として実施した。

#### 4 監査等の実施内容

当該対象団体の所管課に事前提出を求めた関係書類に基づき説明を聴取するとともに、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査をするなどの方法により実施した。

#### 5 監査等の日程

令和5年5月24日（水）、5月29日（水）の2日間

#### 6 監査等の結果

当該財政的援助等に係る出納その他の事務については、目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は口頭により指導した。